

◆直接請求とは

直接請求制度は、地方公共団体の住民の選挙によって選挙された首長又は議会の議員が、意思決定をし、執行するという間接民主制に拠っている現行自治制度の下において、選挙された者が行った判断等が選挙民の意思とは異なると認められる場合に、これを調整するために設けられる直接参政制度の一種であり、地方公共団体の組織及び運営に関する特定の事項について、住民から発議する権利を認めた制度です。

※ 市長・議員等の解職請求には、次の数の連署が必要です。

請求の種類	必要数	人数
市長・議員等の解職	選挙権を有する者の3分の1の数	22,761人以上

令和2年6月1日定時登録

◆議会の議員及び長の解職請求の手続き

1 議会の議員及び長の解職請求

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、地方公共団体の選挙管理委員会に対して、当該所属の選挙区の議会の議員又は長の解職の請求をすることができます。

しかし、この解職請求は、当該議員又は長の就職の日から1年間及び解職の賛否投票の日から1年間には行うことができません。（無投票により当選したものは除きます。）

(1) 請求代表者証明書の交付申請

請求代表者は、請求の要旨など必要な事項を記載した請求書を添え、市選挙管理委員会に対し、文書で請求代表者証明書の交付を申請します。

(2) 請求代表者の資格確認及び請求代表者証明書の交付

交付申請があったときは、市選挙管理委員会は直ちに請求代表者が選挙人名簿に登録されている者か確認し、登録されている場合は、請求代表者に証明書を交付し、その旨を告示します。

(3) 署名の収集（別紙参照）

請求代表者は、請求署名簿に（1）の請求書と（2）の請求代表者証明書（両方とも写しで可）を添付して、市の議会の議員及び長の選挙権を有する者に対し、署名押印を求めます。署名の収集期間は、市町村にあっては1ヶ月以内となっています。

請求代表者は、自ら署名を収集するほか、選挙権を有する者に対して委任して署名の収集をさせることもできます。この場合には、受任者の氏名等を選挙管理委員会に届け出なければなりません。

(4) 署名簿の提出

請求代表者は、署名簿を選挙管理委員会に提出して、証明押印した者が選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めます。

署名簿の提出は、署名収集期間の満了の日の翌日から、市町村にあっては5日以内です。

(5) 署名簿の審査

選挙管理委員会は、署名簿を受理したときは、その日から20日以内に署名簿について審査し、署名の有効・無効を決定します（署名審査録を作製する）。

また、署名押印した者の総数及び有効署名総数を告示します。

(6) 署名簿の縦覧

選挙管理委員会は、署名簿の証明が終了した翌日から7日間、指定した場所において、署名簿を関係人の縦覧に供します。署名に関し異議がある人は、縦覧期間中に異議の申し出をすることができます。

選挙管理委員会は、異議の申し出をうけたときは、その日から14日以内にこれを決定し、修正、通知などの措置をします。

(7) 署名簿の返付

選挙管理委員会は、異議の申出が全くないとき又はすべての異議を決定したときは、有効署名数を告示し、署名簿を請求代表者に返付します。

返付の際には、署名簿の末尾に署名押印した者の総数、有効署名数及び無効署名数を記載します。

(8) 本請求及び受理

本請求は、署名簿の返付を受けた日又はその効力が確定した日から、市町村に関する請求にあっては、5日以内に、解職請求書に3分の1以上の有効署名があることを証明する書面及び署名簿を添えて、選挙管理委員会に対し解職請求をします。

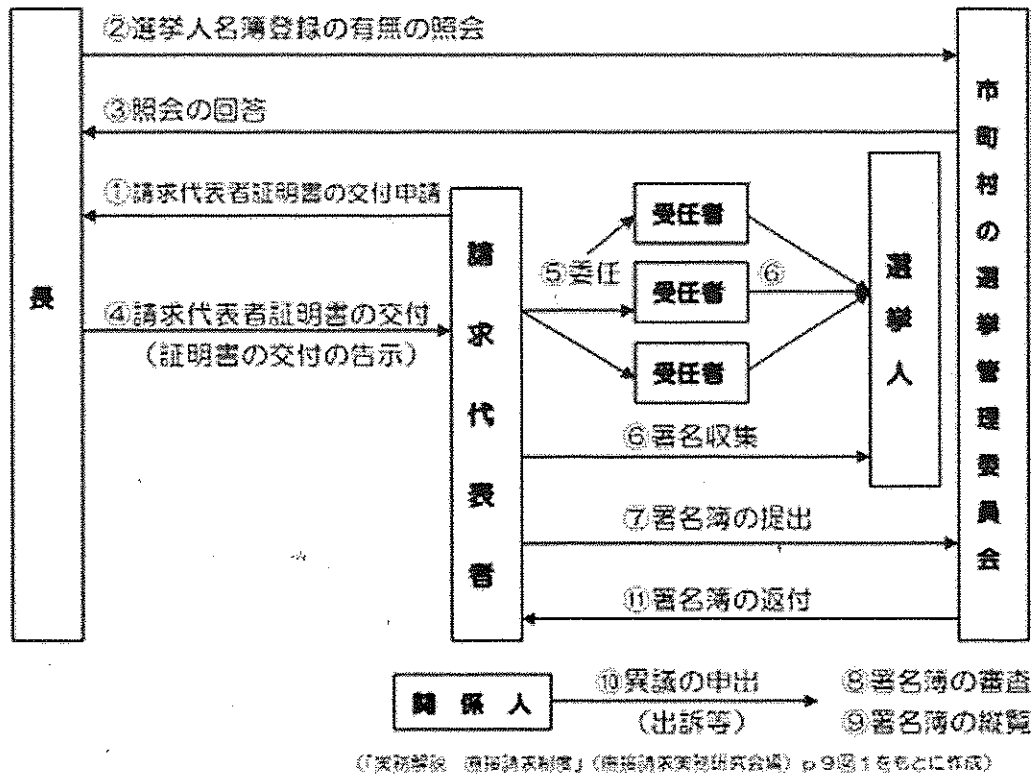
選挙管理委員会は、署名簿の署名数が法定署名数以上か、請求が期間内に提出されたかを審査し、受理するか否かを決定します。受理したときは、その旨を請求代表者に通知し、告示します。

(9) 本請求受理後の措置

解職の賛否投票は、本請求の受理の告示日から60日以内に、原則として公職選挙法の規定を準用して行います。解職の賛否投票において過半数の賛成があった場合、議会の議員または長は職を失うこととなります。長が失職した場合は、通常その後40日以内に選挙が行われます。

条例の制定又は改廃の請求の流れ（本請求に至るまで）

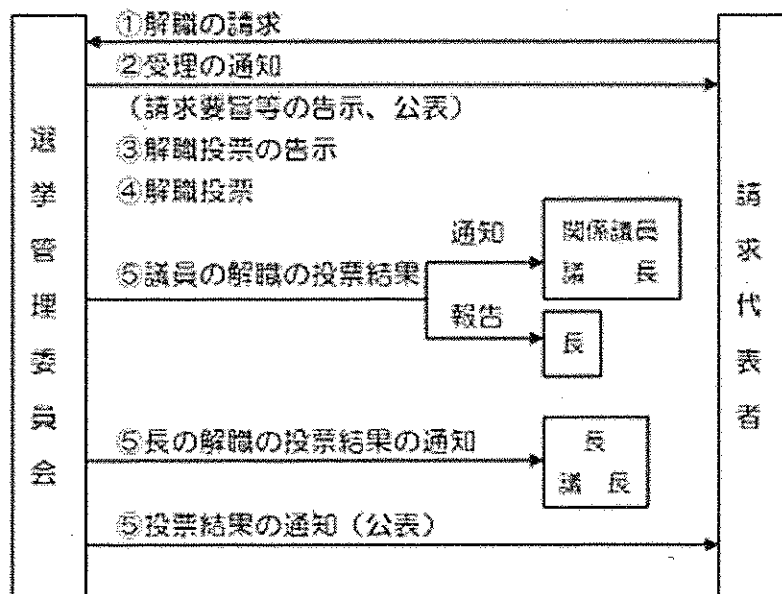
（図1）



請求代表者証明書の交付申請から本請求に至る手続きの流れは、若干の点を除き「条例の制定（改廃）の請求の手続き全く同じで、上図の「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替える。

議会の議員及び長の解職請求の流れ（本請求以後）

（図5）



◆請求代表者証明書交付申請書の記載例（長の解職請求の場合） ※様式の定め無し

〇〇市長〇〇解職請求代表者証明書交付申請書

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇業 氏 名 ㊟

地方自治法施行令第116条において準用する同令第91条第1項の規定により、別紙のとおり
〇〇市長〇〇解職請求書を添え、〇〇市長〇〇解職請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

〇〇市選挙管理委員会委員長 様

◆直接請求書様式 ※地方自治法施行規則9～12別記様式

〇〇市長〇〇解職請求書

〇〇市長〇〇解職請求の要旨

1 請求の要旨（1,000字以内）.....

.....

2 請求代表者

住所 職業 氏 名 ㊟

(住所) (職業) (氏 名) ㊟

上記のとおり地方自治法第81条1項の規定により、〇〇市長〇〇の解職を請求いたします。

年 月 日

〇〇市選挙管理委員会委員長 様